

ディスクロージャー誌 平成31年4月

DISCLOSURE 2019

～JA八千代市の現況～



八千代市農業協同組合

はじめに

JA 八千代市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「DISCLOSURE2019～JA 八千代市の現況～」を作成いたしました。

皆様が当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひ一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 31 年 4 月 八千代市農業協同組合

沿革

JA 八千代市は昭和 40 年に旧大和田町・睦・阿蘇の 3 農協が合併し、八千代町中央農協として誕生。その後大和田西部農協を吸収、千葉地区サービスステーション（農機具・水道 SS）の事業譲渡を受け、昭和 42 年の市制施行に伴い八千代市農業協同組合と名称変更をしました。平成 4 年には農協の愛称を CI の一環で全国統一の JA と改め JA 八千代市としました。

発足以来 53 年間八千代市内を営業区域として、組合員及び地域住民の皆様にとりと潤いを与えられる「親しまれる JA」を目指し事業展開をし、ご利用者の皆様と共に歩んで参りました。



JA 八千代市のプロフィール

- 設立 昭和 40 年 5 月
- 本店所在地 八千代市大和田新田 640-1
- 出資金 7.5 億円
- 総資産 654 億円
- 単体自己資本比率 13.89%
- 組合員数 4,123 名 / 1,620 名（正組合員） 2,503 名（准組合員）
- 役員数 26 名 / 4 名（常勤） 22 名（非常勤）
- 職員数 / 78 名（正職員） 8 名（嘱託） 18 名（パート）
- 支店 5 支店（本店・睦・阿蘇・勝田台・大和田）

目 次

ごあいさつ	
1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	1
4. 事業の概況（平成30年度）	2～3
5. 農業振興活動	4～6
6. 地域貢献情報	7～9
7. リスク管理の状況	10～17
8. 自己資本の状況	18
9. 主な事業の内容	19～24
10. 経営資料	25～79
I 決算の状況	25～48
1. 貸借対照表	25
2. 損益計算書	26
3. キャッシュ・フロー計算書	27～28
4. 注記表	29～44
5. 剰余金処分計算書	45
6. 部門別損益計算書	46～47
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	48
II 損益の状況	49～51
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	49
2. 利益総括表	50
3. 資金運用収支の内訳	50
4. 受取・支払利息の増減額	51
III 事業の概況	52～65
1. 信用事業	52～61
(1) 貯金に関する指標	52
(2) 貸出金等に関する指標	52～58
(3) 内国為替取扱実績	58
(4) 有価証券に関する指標	58～59
(5) 有価証券等の時価情報等	59～61
2. 共済取扱実績	62～63
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	62
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	62
(3) 介護共済の介護共済金額、生活障害共済の生活障害 共済金額及び生活障害年金年額保有高	63
(4) 年金共済の年金保有高	63
(5) 短期共済新契約高	63

3.	農業関連事業取扱実績	64 ~ 65
(1)	買取購買品取扱実績	64
(2)	受託販売品取扱実績	64
(3)	保管事業取扱実績	65
(4)	指導事業取扱実績	65
(5)	資産管理事業取扱実績	65
IV	経営諸指標	66
1.	利益率	66
2.	貯貸率・貯証率	66
V	自己資本の充実の状況	67 ~ 79
1.	自己資本の構成に関する事項	67 ~ 68
2.	自己資本の充実度に関する事項	69 ~ 70
3.	信用リスクに関する事項	71 ~ 74
4.	信用リスク削減手法に関する事項	75 ~ 76
5.	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	76
6.	証券化エクスポージャーに関する事項	76
7.	出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	77 ~ 78
8.	金利リスクに関する事項	79
1 1.	J A の概要	80 ~ 85
I.	機構図	80
II.	役員構成（役員一覧）	81
III.	組合員数	81
IV.	組合員組織の状況	82
V.	特定信用事業代理業者の状況	82
VI.	地区一覧	83
VII.	沿革・あゆみ	84
VIII.	店舗等のご案内	85

ごあいさつ



八千代市農業協同組合
代表理事組合長

藤代 清文

平素は、JA 八千代市に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当 JA では、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、皆様の一層のご理解を深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営内容などについて、利用者の皆様のために分かり易くディスクロージャー誌を作成いたしました。

JA グループは平成 30 年に開催された第 37 回 JA 千葉県大会において、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合の確立」をスローガンに「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦、「地域の活性化」へのさらなる貢献、「組合員のアクティブ・メンバーシップ」の確立、「自己改革の実践を支える JA の経営基盤」のさらなる強化に取り組むことを掲げ、自己改革に取り組む事を決議しました。JA 八千代市においても、平成 28 年度～平成 30 年度の「中期 3 か年経営計画」や昨年策定した「第 3 次農業振興計画」にもとづき、組合員や地域住民に必要とされる JA を日々目指しています。

現在、「JA の自己改革に関する組合員調査」が全国で行われており、平成 33 年 3 月末には政府による JA 自己改革の実施状況等調査の期限を迎え、准組合員事業利用のあり方について検討・結論がなされます。JA の総合事業は、生産者をトータルサポートする為、農業関連事業・直売事業・信用事業・共済事業・生活関連事業等、多岐に亘って展開されています。この総合事業こそが JA のあるべき姿で有り、組合員他利用者の利便性が確保されるものと考えます。JA 八千代市は組合員の生産活動を支援し「農業生産の拡大」と「農業者の所得増大」に尽力します。さらに金融部門では都市型農協という特性を活かして資金力強化による経営基盤の強化に努めてまいります。

JA の自己改革活動を通じてより一層のサービスの向上に努め、JA と正組合員・准組合員が一体となり、地域振興に寄与できる愛される JA を目指して役職員共々取り組んで参りますので、尚一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、挨拶といたします。

平成 31 年 4 月

1. 経営理念

- ・JA 八千代市は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- ・JA 八千代市は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- ・JA 八千代市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

2. 経営方針

・農業振興と地域社会への貢献

農業をめぐる環境は農業従事者の高齢化等極めて厳しい状況になっています。JA には、地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、これらの実践を通じて農家所得の向上、地域の活性化等が求められます。当 JA は、「夢と活力ある農業・地域社会」の実現のため、地域特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めます。

・組合員と消費者の満足度向上

JA は日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。当 JA は、JA が提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

・信頼と期待に応える経営

JA は組合員・地域利用者から顧客満足度の向上と安全性が求められています。当 JA は、「農業・地域に貢献できる質の高いサービス」と「強靱な経営体質」「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

・中期3か年経営計画策定にあたって

現在、「JA の自己改革に関する組合員調査」が全国で行われており、平成 33 年 3 月末には政府による JA 自己改革の実施状況等調査の期限を迎え、准組合員事業利用のあり方について検討・結論がなされます。そのような中、平成 30 年に開催された第 37 回 JA 千葉県大会において、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合の確立」をスローガンに「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦、「地域の活性化」へのさらなる貢献、「組合員のアクティブ・メンバーシップ」の確立、「自己改革の実践を支える JA の経営基盤」のさらなる強化に取り組むことを掲げ、自己改革に取り組むことが決議されたことを受け、当 JA は中期3か年計画（平成 31 年～33 年）を策定し、地域振興に寄与できる愛される JA を目指し、経営基盤の強化に努め、取り組んで参ります。

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（平成 30 年度）

金融危機の影響を受けた景気の後退により農畜産物価格は低迷し、平成 30 年度の JA の事業を取り巻く環境は、依然厳しいものとなっております。

また、一方で食の安全や信頼を脅かす不祥事が多発し、安全・安心志向がますます高まりを見せました。こうした中、当組合の財務状況については、自己資本の増強と不良債権の処理に取り組んできたことから自己資本比率は 13.89%（前年度対比 0.23 ポイント減）となり、不良債権比率は 2.64%（前年度対比 0.22 ポイント減）となっております。

また、ALM 委員会の機能を強化しリスク管理態勢を強化するとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざしコンプライアンス委員会の設置など、役員が先頭に立ったコンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組んで参りました。また、組合長に直属した内部監査室による内部監査を実施して参りました。

収支面では事業利益が前年度対比△10,740 千円（10.80%減）と、減益となったほか、経常利益は前年度対比△14,001 千円（10.47%減）となり、当期剰余金は 83,784 千円となりました。

主な事業活動と成果については以下の通りです。

① 信用事業

貯金につきましては、昨年の定期貯金キャンペーンや年金受給口座拡大などにより総貯金は前年対比 100.5%となり、貸出金は住宅ローンの伸張や各種農業資金、事業性資金に取り組んだ結果、前年対比 99.6%、貯貸率は 47.0%となりました。

② 共済事業

複合渉外職員が中心となり、ひと・いえ・くるまの各分野で普及拡大を図りました。3Q 訪問を通じて次世代・次々世代への接点強化を実施。また、はじまる活動により地域への保障拡充に努めた結果、長期共済保有高は前年対比 101.7%、推進総合ポイント 360 万点を挙げ、指標目標に対して 122.4%となり、目標達成となりました。

共済の新規契約高等については、以下のとおりです。

<新契約高等>

満期（終身）共済金額合計	1,845,961 千円
保障共済金額合計	21,354,771 千円
新規共済契約者数（長期共済および自動車共済合計）	156 人
新規被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	80 人
年金共済	36 人

共済の保有高等については、以下のとおりとなります。

<保有高等>

満期（終身）共済金額合計	30,229,103 千円	（対前年比 96.7%）
保障共済金額合計	141,419,531 千円	（対前年比 101.7%）
医療系共済 入院共済金額合計	7,146 千円	（対前年比 101.4%）
介護系共済 介護共済金額合計	1,019,852 千円	（対前年比 115.5%）
生活障害共済 生活障害共済金額	3,000 千円	
生活障害共済 生活障害年金年額	9,100 千円	
年金共済 年金年額合計	687,144 千円	（対前年比 106.2%）
自動車共済 共済掛金合計	84,029 千円	（対前年比 92.6%）
共済契約者数（長期共済および自動車共済合計）	5,259 人	
被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	3,703 人	

③ 営農指導事業

本年度は第3次農業振興計画初年度として、八千代市農業の持続的発展を目指し、新規就農者や後継者に基幹作物の作付け提案や営農指導を行い、やる気のある生産者の支援と人参・ネギの生産維持に努めて参りました。営農指導を着実にこなうため、専門知識を持った指導員育成も計り、肥料専門指導員・根菜指導員の資格も取得しました。

④ 販売事業

本年は年初の低温で、人参の成育が遅れたもののその後の天候に恵まれ、L中心の出荷となり、反収は増えましたが1ケース単価が1,029円の安値になりました。また秋冬野菜については台風24号と暖冬の影響で、ネギや葉物に大きな打撃を与えました。グリーンハウス直売部門の販売多角化によりインショップに力を入れてまいり参りました。結果、平成30年の販売高は前年比98.5%、593百万円となりました。

⑤ 購買事業

購買事業については生産資材等の売上増により、取扱高全体では前年対比で101.9%となりました。農機の取扱高は計画対比113.8%となりました。

⑥ 資産管理事業

都市型農業地域における組合員からの多様な各種相談に応え、事業目標において賃貸住宅等取扱実績が206.2%、仲介業務取扱実績では113.0%となりました。

5. 農業振興活動

<夏の大感謝祭、秋の収穫祭開催>

J A 八千代市では、昨年度も農産物直売所グリーンハウス主催で「夏の大感謝祭」と「秋の収穫祭」を開催しました。どちらも旬の新鮮農産物に多くの方が興味を示し、同 J A 青年部、女性部、フレッシュミズ、生産部会などによる模擬店も大いに賑わいを見せました。夏の大感謝祭ではグリーンハウス 15 周年と、八千代市園芸協会の 40 周年を記念した特別イベントを開催。イタリアンシェフによる公開料理教室を行って八千代市産農産物のおいしさを P R しました。秋の収穫祭ではサツマイモの収穫体験を行い大好評。子どもから大人まで参加し、地元農産物や農業への関心を高めてもらうことが出来ました。



公開料理教室の特別レシピは大好評♪



サツマイモの収穫体験には、子どもから大人までたくさんの方が参加！

▲夏の特別企画や秋の味覚を味わえるお祭は大盛況でした。

<地場農産物共進会で意欲向上、販売促進 P R で消費者と交流>

八千代市内の生産者で組織する園芸協会は、消費者に向けた地場農産物の販売促進や組織の中でより優れた品を決めるために共進会（コンテスト）を開催し、丹精込めて育てた農産物を出品しています。

生産者自ら販売促進を行うことによって消費者との直接的な交流の機会となり、相互的な理解や関心が高まります。また、共進会は生産者同士が切磋琢磨することで意欲の向上を目指しています。昨年行われた第 38 回農産物共進会（八千代一と祭内で開催）では、共進会を終えてから選りすぐりの農産物を一般公開。出品・公開だけに留まらず、農産物を詰め合わせた野菜袋を販売。会場には、八千代市産の新鮮農産物を求め、たくさんの消費者が訪れました。



▲共進会で技術の向上を。生産者自慢の農産物が並び、意欲を高めます。

消費者との交流を図り、各会場は大いに賑わいを見せ、八千代市産農産物の P R をしました。

● PR 販売活動

「農業者の所得増大と農業生産の拡大に向けた農産物の PR 活動」として、八千代市産のミルククイーンを使った JA オリジナル商品を作りました。また、道の駅やショッピングセンターなどでニンジンジュースの試飲や梨の品種食べ比べで旬の美味しさを知ってもらい、八千代市産の農産物を大体的に PR し販売促進に寄与しました。



▲オリジナル商品「お茶やったいよ！」
せんべいの発売



▲農産物の PR 販売

☆やっちキャロットドレッシングのリニューアル！

八千代市産の春夏ニンジンを使用した期間限定のドレッシング（2013 年から販売開始）が 2018 年に見た目も味もリニューアルされました。

八千代市協力のもと、同市キャラクター「やっち」をプリントし、八千代市の特産品としての確立を目指し、市内農産物の PR や地産地消の呼び掛けに取り組んでおります。



やっちキャロット
ドレッシングの販売

●「食と農」でつながりづくり

TAC（※）担当者は地域農業の担い手に日々出向き、その担い手の声・要望を持ち帰り、JA の事業改善につなげています。

准組合員の JA 利用促進と地域住民へ農協の理解促進を深めるため、様々な交流の場を設けました。

- ☆農産物収穫体験
- ☆市内イベントでの出前授業
- ☆グリーンハウスの夏・秋の祭り
- ふれあい市、農機経済コラボイベント等



ふれあい市

※「地域農業の担い手」に日々出向き、その「担い手」の声・要望を収集して JA につなぐ活動を行う JA 担当者のこと。

地域密着型金融への取り組み

（中小企業等の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

当 JA では、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置づけ、農業メインバンクの機能の強化を行っており、資金ニーズの把握に努めています。

農業融資については、各関係機関や指導販売課・経済課・農機センターと連携を図り、経営改善計画の分析を通じて、農業制度金融を活用し資金供給の取り組みを行っております。また、アグリマイティ―資金、農機ハウスローン、農業近代化資金等の融資について、JA バンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行っております。また、農業者への経営改善相談・支援等の態勢として、農業者の農業技術・生産向上に向けた相談体制、各種農業関連資格、農業融資資格の取得者増強に努めています。

6. 地域貢献情報

JA 八千代市は、八千代市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となつて、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 JA の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 JA では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 JA は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JA の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

1. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高 59,892,600 千円

(2) 貯金商品

組合員・地域の皆さまのニーズにお応えするため、一般的な貯金商品の他、特別金利キャンペーン定期貯金や公的年金を当 JA でお受け取りの方を対象とした特別金利定期貯金等をご利用いただいております。

2. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高	28,166,693 千円
組合員等	26,546,153 千円
地方公共団体等	1,033,540 千円
その他	587,000 千円

(2) 制度融資取扱い状況

株式会社日本政策金融公庫の農業融資や国の教育ローン、住宅金融支援機構の取扱いもしております。

- ・農業近代化資金
- ・農業改良資金
- ・フラット35の取り次ぎ など

(3) 融資商品

組合員をはじめ、地域にお住まいの方々の暮らしや農業の発展、地域経済の向上に寄与できるよう、様々な融資商品をご用意しております。

- ・住宅ローン、無担保住宅借換ローン、リフォームローン
- ・アグリマイティー資金、JA 農機ハウスローン
- ・マイカーローン、教育ローン等の目的型ローン及びフリーローン ほか

3. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

（1）文化的・社会的貢献に関する事項

●学校給食への地元農産物供給及び食育活動

市内の生産者から集荷した地元の農産物を学校給食へ供給しています。

また、生産者自らが小学校へ出向き、食べるまでにこの農産物が誰によってどのように育てられて運ばれているかなどを説明します。これにより、おいしい野菜を作ろうと努力している生産者の取り組みや、食べ物を粗末にはしてはいけないなどの食育活動を行政等と協力し行っています。

●各種農業関連イベントや地域行事への参加及び協賛・後援

市内農業・農産物のPRや、消費者と交流を図るため、市内外で開催されるさまざまなイベント等に参加しています。生産者自らが自分で作った農産物の直売や、地場農産物を使った食べ物の販売をしています。

また、八千代市活性化への貢献という意味から市内で開催されるさまざまなイベントへの協賛、後援などの形で支援を行っています。

●防災テントの寄贈

2018年9月にJA共済の地域貢献活動の一環として、万一の時に避難場所の拠点として活用してもらえるよう市内小学校へ22張の防災テントを寄贈しました。



八千代市長（左）とのテント寄贈式

●税務・法律・年金相談会及び税務確定申告のとりまとめ

組合員・利用者へのサービスの一環として、毎週火曜日に顧問税理士による税務相談会や、毎月、第1・3水曜日に弁護士による法律相談会を行っています。また、毎年2月頃の確定申告のとりまとめ、年金相談会も行っています。

●街頭交通遺児募金活動等のボランティア活動

交通遺児の救済や交通安全思想の普及・啓蒙活動として、「JA共済交通遺児育英資金募金運動」に取り組んでいます。平成30年度は9月21日から10月19日まで実施しました。店舗窓口へ募金箱を設置するとともに、10月19日に、当JA職員がJR千葉駅前街頭募金活動を行い、同駅利用者などに募金の協力を呼び掛けました。お預かりした募金は、JA共済連千葉を通じて千葉県交通安全対策推進委員会へ贈り、交通遺児援護世帯を激励する見舞金や勉学奨励金などに役立てられています。

●人間ドック・定期健康診断等の開催

毎年、当 JA 管内の組合員向けに健康診断を行っています。また、巡回人間ドックでは共済億友会会員への助成など、健康診断受診促進に取り組んでいます。

●低料金による会議室貸出

農業関係をはじめとする団体の研修会等で、会議室を貸出しています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

●年金友の会

当 JA で公的年金の受取口座を指定していただいている方に年金友の会への加入促進を図っています。年金友の会では、年 3 回のグラウンドゴルフ大会参加無料、親睦旅行優待、定期貯金の金利上乘せなどの特典を付けています。

●共済億友会（親睦旅行、人間ドック等）

共済億友会では、親睦旅行や巡回人間ドックの助成を行っています。人間ドックの助成により、利用者の健康促進を図っています。

●JA 祭り等の開催による生産者と消費者の交流

毎年開催している JA 祭りを通して、消費者に生産者・JA の取り組みを知ってもらい、また足を運んでいただけるよう、直売所のリピーター獲得・拡大のための取り組みを行っています。

(3) 情報提供活動

●機関誌の発行

組合員・地域・JA をつなぐコミュニケーションツールとして、組合員向け広報誌「グリーン」を年 4 回、地域コミュニティー紙「JAN²（じゃんじゃん）」を年 2 回発行しています。



グリーン



JAN² (じゃんじゃん)

7. リスク管理の状況

● リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、債券等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

*ALM 委員会：組合長、専務理事、常務理事、参事、監査室長、総務部長、金融部長、総務課長、企画管理課長等で構成する。組合長・担当理事が招集し、原則四半期に一回開催する。（必要に応じて随時開催）

●法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

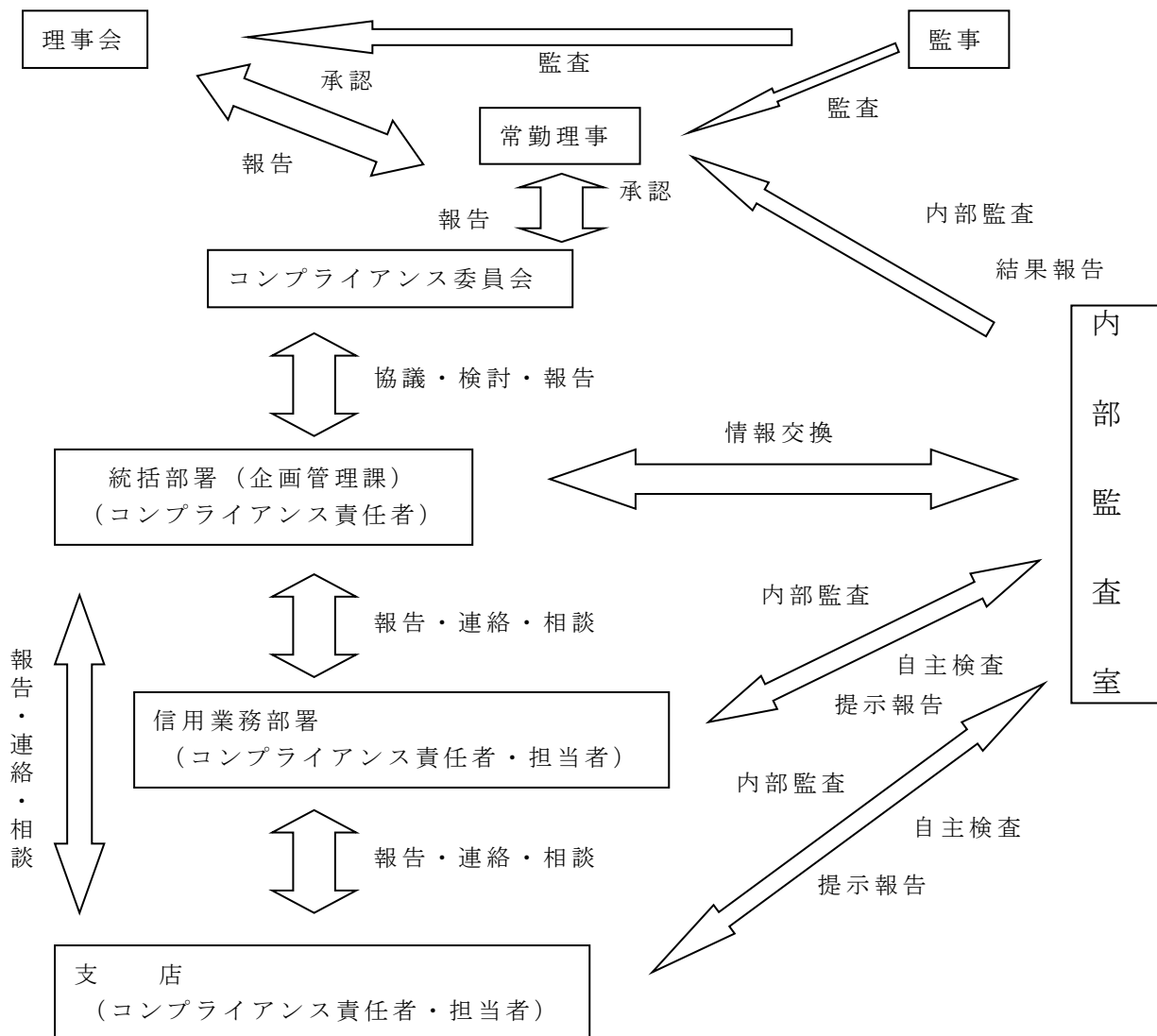
〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

《コンプライアンス態勢イメージ》



●内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA 本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月～金 8時30分～17時 金融機関の休業日を除く）

金融課（電話：047-459-8124）

共済課（電話：047-459-8120）

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または千葉県JAバンク相談所（電話：043-243-0011）にお申し出ください。お客様はJAバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センター等をご利用いただけます。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部 0120-159-700）

（財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部 0570-078325）

（財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

上記以外の連絡先については、①の窓口またはJA共済相談受付センター（電話：0120-536-093（土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く月～金 9時～17時））にお問い合わせください。

●反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 JA は、事業を行うにつきまして、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当 JA は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当 JA の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

当 JA は、反社会勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当 JA は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当 JA は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(取引時確認)

当 JA は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

当 JA は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

●金融商品の勧誘方針

当 JA は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるように努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

●個人情報保護方針

当 JA は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 2 条第 4 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当 JA は、匿名加工情報(保護法第 2 条第 9 項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当 JA は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当 JA は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

●情報セキュリティ基本方針

当 JA は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、JA 内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当 JA の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当 JA は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当 JA は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当 JA は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、JA 全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当 JA は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当 JA は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●利益相反管理方針

当 JA は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 JA の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当 JA の間の利益が相反する類型

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当 JA の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

(1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

(2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化さ

れた取引に該当するか確認します。

- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 JA は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 JA が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 JA で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 JA は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 JA 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 JA 等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 JA は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成 30 年 12 月末における自己資本比率は、13.89%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の出資金によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	八千代市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	758 百万円（前年度 765 百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適切なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、24 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

平成 30 年度末の出資金額は、対前年度比 7 百万円減の 758 百万円となっています。

9. 主な事業の内容

□ 営農・生活・相談事業

当JAでは、誰でも気軽に利用できるサービスを事業の一環として行っています。組合員の営農・生活指導はもとより、法律・税務相談や土地の有効利用等の資産管理相談、健康相談等の総合機能により、暮らしの全般にわたってサポートしています。

□ 経済事業

経済事業は、農家から消費者へ新鮮な農産物を安い価格で届ける「販売事業」と、生活に必要な物資を組織的にまとめて購入する「購買事業」の二つから成り立っており、消費者に幅広く優良商品を提供しています。

また、同様に農家に対して農業生産に必要な資材を提供しています。

平成15年度からは販売事業の一環として農産物直売所「グリーンハウス」をオープンさせ、地場産の新鮮な野菜等を地域住民へ提供しています。本店の他に勝田台店舗のグリーンハウスも好評です。

□ 共済事業

共済事業は、生命保険・損害保険兼営の協同組合保険であり、組合員・地域住民を不慮の災害から守り、その家族の暮らしを守ることを最大の目的とし、生命・建物・火災・自動車共済等割安な掛金で大きな保障を実現しています。

□ 宅地等供給事業

組合員の委託により、組合員の所有する農地の売買、貸借の仲介、斡旋及び農地への施設の建設等を行っています。

□ 葬祭事業

組合員及び地域住民に対し、葬儀や法事等の仏事を安心して執り行えるように、相談やプラン設計、施行までを行っています。

□ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA八千代市・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■ 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用になれます。

■ 貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。また、地方公共団体などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さら

に、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

■ 為替業務

全国の JA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 JA の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

■ サービス・その他

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国の JA での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

貯 金

種 類	期 間	特 徴
総 合 口 座	出し入れ自由	「受け取る、支払う、貯める、借りる」が1つの口座で全てOK。
普 通 貯 金	出し入れ自由	公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取が可能。
スーパー貯蓄貯金	出し入れ自由	普通貯金同様な気軽さで有利に増やせ、額に応じて金利シフト
期日指定定期	最長3年据置 1年	一年経過後1ヶ月前までに好きな満期日を指定
スーパー定期	1,3,6ヶ月 1,2,3,4,5年	期間1ヵ月から5年までビジョンに合わせて大きく確実にふやす定期貯金。
大口定期貯金	1,3,6ヶ月 1,2,3,4,5年	1,000万円以上の資金を有効に運用したい方に、有利で確実な「自由金利型定期貯金」をおすすめ。土地・株式の売却代金、納税資金、事業資金、退職金などの運用に。
変動金利定期	単利型2年・3年 複利型3年	6ヵ月ごとに、金利情勢に応じて途中で金利が変動します。
定 期 積 金	6ヵ月以上 10年以下	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金。積み立て期間は自由に選べます。
当 座 貯 金	出し入れ自由	手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上のお支払いや代金回収に最適。
納税準備貯金	入金自由	税金納付の為の貯金でお引き出しは原則として納税時のみで、引き出しは非課税。
通 知 貯 金	据置7日	7日以上短期運用に最適です。預け入れ金額は5万円以上でお引きだしは2日前までに連絡要。
決済用貯金	出し入れ自由	無利息、要求払い、決済サービス、貯金保険制度により全額保護されます。

《振込・送金手数料》

種別	利用区分		当 組 合		県内系統宛	県外系統宛	他金融機関宛	
			自店舗宛	他店舗宛				
振込 手数料	窓 口	電信扱い	3万円未満	0円	0円	216円	216円	540円
			3万円以上	0円	0円	432円	432円	756円
		文書扱い	3万円未満	—	—	216円	216円	432円
			3万円以上	—	—	432円	432円	648円
	ATM	キャッシュカード扱い	3万円未満	0円	0円	108円	108円	216円
			3万円以上	0円	0円	216円	216円	432円
	ネットバンク		3万円未満	0円	0円	108円	108円	216円
			3万円以上	0円	0円	216円	216円	432円
アンサーサービス	利用手数料	1,080円						
送金手数料		普通扱	432円	432円	432円	648円	648円	

※ 定時定額振替手数料は、「窓口ご利用」の場合の「電信扱」と同額とします。

※ 現金、または千葉県内のJA以外のキャッシュカードによるお振込はできません。

《ATM利用手数料①》

	顧 客 手 数 料					
	平 日			土 曜 日		日 曜 日 祝 日 12月31日
	8時45分まで	8時45分以降18時まで	18時以降	14時まで	14時以降	
自農協内	0円	0円	0円	0円	0円	0円
県内ネット	支払	0円	0円	0円	0円	0円
	受入	0円	0円	0円	0円	0円
全国ネット	支払	0円	0円	0円	0円	0円
	受入	0円	0円	0円	0円	0円
農魚協ネット	支払	0円	0円	0円	0円	0円
業態間提携	支払	216円	108円	216円	216円	216円
三菱UFJ提携	支払	108円	0円	108円	108円	108円
郵貯提携	支払	108円	108円	108円	108円	108円
	受入	108円	108円	108円	108円	108円

《ATM利用手数料②》

	顧 客 手 数 料					
	平 日			土 曜 日		日 曜 日 祝 日 9時以降17時まで
	8時以降8時45分まで	8時45分以降18時まで	18時以降21時まで	9時以降14時まで	14時以降17時まで	
セブン銀行	支払	108円	0円	108円	0円	108円
	受入	108円	0円	108円	0円	108円
イーネットATM	支払	108円	0円	108円	0円	108円
	受入	108円	0円	108円	0円	108円
ローソンATM	支払	108円	0円	108円	0円	108円
	受入	108円	0円	108円	0円	108円

※ 当JAのATM稼働時間外は、お取引できません。

※ イーネットATMはファミリーマート・スリーエフ・ポプラ等のコンビニエンスストアに設置されています。

※ コンビニエンスストア(ファミリーマート、ローソン等)の一部の店舗においては、ATMが設置、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合等がございます。

《手形・小切手帳等代金》

当座小切手	1冊(50枚)	1,080円
約束手形	1冊(25枚)	972円
為替手形	1枚	22円
マル専手形	1枚	540円
	取扱手数料1契約	3,240円
手形・小切手至急の場合は324円加算します。		

《両替手数料》

硬貨の枚数	1枚～100枚	0円
	101枚～300枚	108円
	301枚～500枚	216円
	501枚～1000枚	324円
	1001枚～1000枚ごとに	324円加算

※持参した枚数と持帰る枚数のいずれか多い枚数を適用します。

※現金での貯金払出の際に金種を指定した場合にも適用します。

《代金取立手数料》

当組合本支店宛	432円
他金融機関宛(至急)	864円
他金融機関宛(普通)	648円

《発行・再発行手数料》

	発行	再発行	備考
各種通帳	0円	540円	
磁気キャッシュカード	0円	540円	
ICキャッシュカード	0円	1,080円	更新発行時再発行手数料 (H.22.1.4から無料)
JAカード一体型	0円	1,080円	
各種証明書・取引履歴 明細1口座につき	216円	—	随時発行分
	216円	—	継続発行分

※一体型から単体型への分離は、再発行扱とします。但し、更新時等における審査上の理由等、お客様都合以外のカードの切替は無料です。

《貸金庫手数料》

年間使用料	6,480円
-------	--------

《その他手数料》

送金・振込の組戻料	864円
不渡手形返却料	864円
取立手形組戻料	864円
国債窓販口座管理手数料	0円

融 資

種 類		期 間	融資金額	特 徴
農業 資金	一般	資金用途により 1年～20年以内	担保価額範囲内	農業経営に必要な資金をご融資 ※基金協会保証融資のアグリマティーフ資金 は、1,800万円以上は有担保
	基金協会保証	資金用途により 6ヶ月～15年以内	アグリマティーフ資金 事業費の100%まで	
			農機ハウスローン 1,800万円以内	
制度資金	資金用途により 1年以上20年以内	政令等の定めによる		
住宅 資金	一般	建物の構造により 1年～35年以内	担保価額範囲内	個人住宅用地購入、住宅新築マンション購入、中古住宅・中古マンション購入、他行住宅ローンの借換資金 無担保住宅借換、リフォームローン
	基金協会保証	建物の構造・資金使 途により 6ヶ月以上35年以内	10万円以上 5,000万円以内	
	民間保証		10万円以上 10,000万円以内	
賃貸 住宅 資金	一般	建物の構造により 1年以上35年以内	担保価額範囲内	賃貸住宅の取得、新築改築、他行賃貸住宅資金の借換資金
	基金協会保証	建物の構造により 1年以上30年以内	10億円未満	
事業資金一般		資金用途により 1年以上～35年以内	担保価額範囲内	事業に必要な運転・設備資金
生活 関連 資金	一般	資金用途により 1年～20年以内	担保価額範囲内	マイカー購入、教育資金、家具購入、 納税資金等
	基金協会保証	資金用途により 6ヶ月～13.5年以内	500万円以内	
	民間保証	資金用途により 6ヶ月以上15年以内	500万円以内又は 1,000万円以内	マイカー購入、教育資金、家具購入、 納税資金等
カードローン		—	50万、100万、200万、300万円	
貯金担保		手形式1年以内 証書式10年以内	担保価額範囲内	当JA定期貯金・定期積金を担保にご 融資
共済担保		手形式1年以内	積立金貸付可能額	当JA共済契約の積立金貸付可能額を 担保にご融資

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業推進」

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

10. 経営資料

I 決算の状況

1. 貸借対照表(2事業年度分)

(単位：千円)

資産の部	29年度	30年度	負債の部	29年度	30年度
1. 信用事業資産	61,959,344	62,276,892	1. 信用事業負債	60,200,330	60,487,891
(1) 現金	318,566	374,050	(1) 貯金	59,613,867	59,892,600
(2) 預金	31,136,502	31,501,407	(2) 譲渡性貯金	—	—
系統預金	31,121,279	31,484,482	(3) 借入金	—	—
系統外預金	15,222	16,925	(4) その他の信用事業負債	586,462	595,290
(3) 買入金銭債権	—	—	未払費用	58,439	31,802
(4) 金銭の信託	—	—	その他の負債	528,022	563,488
(5) 有価証券	2,204,582	2,174,529	(5) 債務保証	—	—
国債	540,532	14,999	2. 共済事業負債	120,208	134,731
地方債	541,000	823,720	(1) 共済借入金	9,499	1,628
政府保証債	1,123,050	1,335,810	(2) 共済資金	59,467	82,519
(6) 貸出金	28,282,365	28,166,693	(3) 共済未払利息	114	35
(7) その他の信用事業資産	195,522	202,226	(4) 共済未払費用	—	—
未収収益	180,021	185,296	(5) 未経過共済付加収入	50,975	50,534
その他の資産	15,501	16,929	(6) その他の共済事業負債	151	13
(8) 債務保証見返	—	—	3. 経済事業負債	84,656	84,577
(9) 貸倒引当金(控除)	△178,195	△142,013	(1) 支払手形	—	—
2. 共済事業資産	14,425	5,085	(2) 経済事業未払金	49,506	54,202
(1) 共済貸付金	9,499	1,628	(3) 経済受託債務	—	—
(2) 共済未収利息	114	35	(4) その他の経済事業負債	35,149	30,374
(3) 共済未収収益	4,811	3,421	4. 雑負債	252,759	245,389
(4) その他の共済事業資産	—	—	(1) 未払法人税等	29,722	29,285
3. 経済事業資産	205,807	164,877	(2) リース債務	—	—
(1) 受取手形	—	—	(3) 資産除去債務	1,674	1,691
(2) 経済事業未収金	67,408	64,243	(4) その他の負債	221,362	214,411
(3) 経済受託債権	—	11,240	5. 諸引当金	190,579	183,173
(4) 棚卸資産	130,806	82,187	(1) 賞与引当金	7,933	8,142
購買品	38,815	41,736	(2) 退職給付引当金	150,520	138,236
販売品	34,390	38,111	(3) 役員退職慰労引当金	32,125	36,795
印紙・証紙	829	1,170	6. 繰延税金負債	3,390	1,177
宅地等	55,430	—	7. 再評価に係る繰延税金負債	95,114	95,114
その他の棚卸資産	1,341	1,169	負債の部合計	60,947,039	61,232,054
(5) その他の経済事業資産	7,706	7,389	純資産の部		
(6) 貸倒引当金(控除)	△114	△183	1. 組合員資本	3,825,840	3,886,496
4. 雑資産	207,737	251,980	(1) 出資金	765,641	758,403
5. 固定資産	1,127,508	1,142,896	(うち後配出資金)		
(1) 有形固定資産	1,120,655	1,136,335	(2) 利益剰余金	3,061,586	3,130,159
建物	1,318,373	1,321,020	利益準備金	1,014,500	1,064,500
機械装置	71,787	72,557	その他利益剰余金	2,047,086	2,065,659
土地	654,664	710,094	特別積立金	1,734,512	1,744,512
その他の有形固定資産	251,359	251,641	大規模修繕積立金	10,000	15,000
減価償却累計額(控除)	△1,175,529	△1,218,977	経営基盤安定化積立金	60,000	80,000
(2) 無形固定資産	6,852	6,560	当期末処分剰余金	242,574	226,146
その他の無形固定資産	6,852	6,560	(うち当期剰余金)	106,000	83,784
6. 外部出資	1,620,562	1,620,562	(3) 処分未済持分	△1,387	△2,066
(1) 外部出資	1,620,562	1,620,562	2. 評価・換算差額等	362,503	343,744
系統出資	1,551,112	1,551,112	(1) その他有価証券評価差額金	133,598	114,838
系統外出資	69,450	69,450	(2) 土地再評価差額金	228,905	228,905
7. 繰延税金資産	—	—	純資産の部合計	4,188,345	4,230,240
8. 再評価に係る繰延税金資産	—	—	負債及び純資産の部合計	65,135,384	65,462,295
9. 繰延資産	—	—			
資産の部合計	63,135,384	65,462,295			

2. 損益計算書（2事業年度分）

（単位：千円）

科 目	29年度	30年度	科 目	29年度	30年度
1. 事業総利益	950,325	930,230	(11) 加工事業収益	—	—
(1) 信用事業収益	669,386	611,255	(12) 加工事業収益	—	—
資金運用収益	588,569	560,461	加工事業総利益	—	—
(うち預金利息)	166,534	175,686	(13) 利用事業収益	—	—
(うち有価証券利息)	31,996	20,191	(14) 利用事業費用	—	—
(うち貸出金利息)	371,439	344,368	利用事業総利益	—	—
(うちその他受入利息)	18,598	20,214	(15) 宅地等供給事業収益	68,848	84,512
役務取引等収益	11,728	12,216	(16) 宅地等供給事業費用	15,124	8,032
その他事業直接収益	50,812	35,562	宅地等供給事業総利益	53,724	76,479
その他経常収益	18,275	3,015	(17) その他事業収益	2,504	1,855
(2) 信用事業費用	84,450	59,346	(18) その他事業費用	238	162
資金調達費用	42,136	33,739	その他事業総利益	2,266	1,693
(うち貯金利息)	36,164	28,698	(19) 指導事業収入	1,627	1,589
(うち給付補てん備金繰入)	2,315	1,924	(20) 指導事業支出	16,115	17,369
(うち譲渡性貯金利息)	—	—	指導事業収支差額	Δ14,488	Δ15,780
(うち借入金利息)	—	—	2. 事業管理費	850,955	841,600
(うちその他支払利息)	3,655	3,116	(1) 人件費	629,179	631,459
役務取引等費用	3,906	3,844	(2) 旅費	—	—
その他事業直接費用	—	—	(3) 業務費	66,595	64,980
その他経常費用	38,407	21,762	(4) 諸税負担金	33,736	31,875
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—	(5) 施設費	119,402	111,539
(うち貸倒引当金戻入益)	Δ4,204	Δ17,158	(6) その他事業管理費	2,042	1,745
(うち貸出金償却)	—	—	事業利益	99,370	88,629
信用事業総利益	584,935	551,909	3. 事業外収益	39,344	35,379
(3) 共済事業収益	243,277	230,980	(1) 受取雑利息	1,156	1,269
共済付加収入	223,710	214,099	(2) 受取出資配当金	10,288	10,141
共済貸付金利息	245	82	(3) 賃貸料	21,201	20,099
その他の収益	19,320	16,796	(4) 貸倒引当金戻入益	—	—
(4) 共済事業費用	19,856	12,804	(5) 償却債権取立益	—	—
共済借入金利息	245	82	(6) 雑収入	6,699	3,868
共済推進費	10,518	5,311	4. 事業外費用	4,985	4,282
共済保全費	—	—	(1) 支払雑利息	1,612	1,588
その他の費用	9,091	7,410	(2) 貸倒引当金戻入益	—	—
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—	(3) 貸倒引当金繰入額	33	148
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—	(4) 寄付金	62	390
(うち貸出金償却)	—	—	(5) 減価償却費(事業外)	625	584
共済事業総利益	223,420	218,175	(6) 雑損失	2,652	1,570
(5) 購買事業収益	441,776	449,948	経常利益	133,728	119,726
購買品供給高	425,186	433,268	5. 特別利益	262	377
購買手数料	—	—	(1) 固定資産処分益	262	377
修理サービス料	9,225	9,344	(2) 一般補助金	—	—
その他の収益	7,364	7,335	(3) その他の特別利益	—	—
(6) 購買事業費用	382,947	389,968	6. 特別損失	0	—
購買品供給原価	369,875	379,869	(1) 固定資産処分損	0	—
購買品供給費	6,840	2,850	(2) 固定資産圧縮損	—	—
修理サービス費	—	—	(3) 減損損失	—	—
その他の費用	6,231	7,249	(4) その他の特別損失	—	—
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—	税引前当期利益	133,991	120,104
(うち貸倒引当金戻入益)	Δ85	69	7. 法人税、住民税及び事業税	31,823	31,356
(うち貸倒損失)	—	—	8. 法人税等調整額	Δ3,832	4,963
購買事業総利益	58,829	59,979	法人税等合計	27,990	36,320
(7) 販売事業収益	177,189	192,318	当期剰余金	106,000	83,784
販売品販売高	143,763	160,095	当期首繰越剰余金	136,573	142,362
販売手数料	28,859	26,890	当期未処分剰余金	242,574	226,146
その他の収益	4,567	5,333			
(8) 販売事業費用	135,573	153,539			
販売品販売原価	120,374	138,272			
販売費	—	—			
その他の費用	15,199	15,267			
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—			
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—			
(うち貸倒損失)	—	—			
販売事業総利益	41,616	38,779			
(9) 保管事業収益	1,427	339			
(10) 保管事業費用	1,406	1,345			
保管業総利益	21	Δ1,006			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	29年度	30年度
	(自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	133,991	120,104
減価償却費	52,055	48,749
減損損失	0	0
貸倒引当金の増加額	△5,833	△35,964
賞与引当金の増加額	△585	208
退職給付引当金の増加額	3,786	△7,614
その他引当金等の増加額	0	0
信用事業資金運用収益	△588,569	△560,461
信用事業資金調達費用	42,136	33,739
共済貸付金利息	△245	△82
共済借入金利息	245	82
受取雑利息及び受取出資配当金	△11,444	△11,412
支払雑利息	1,612	1,588
有価証券関係損益	△50,812	△35,562
固定資産売却損益	△262	△377
外部出資関係損益	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	1,107,170	115,672
預金の純増減	△3,617,142	△363,202
貯金の純増減	1,297,406	278,733
信用事業借入金の純増減	0	0
その他信用事業資産の増減	△5,838	△1,428
その他信用事業負債の増減	60,744	37,265
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	883	7,872
共済借入金の純増減	△883	△7,872
共済資金の純増減	△7,323	23,052
その他共済事業資産の増減	△2,878	1,389
その他共済事業負債の増減	△4,681	△579
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△22,878	3,165
経済受託債権の純増減	21,461	△11,240
棚卸資産の純増減	△8,055	48,619
支払手形及び経済事業未払金の純増減	5,341	4,696
経済受託債務の純増減	0	0
その他経済事業資産の増減	△10	△10
その他経済事業負債の増減	△439	313
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	△8,498	△44,066
その他負債の増減	18,822	△12,022
未払消費税の増減額	0	0
信用事業資金運用による収入	574,516	554,221
信用事業資金調達による支出	△23,357	△61,210
共済貸付金利息による収入	250	161
共済借入金利息による支出	△250	△161
事業分量配当金の支払額	0	0
小 計	△1,039,563	126,368

科 目	29年度	30年度
	(自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)	(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)
雑利息及び出資配当金の受取額	11,444	11,412
雑利息の支払額	△1,612	△1,589
法人税等の支払額	△40,400	△31,794
事業活動によるキャッシュ・フロー	△1,070,131	104,397
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△959,848	△858,672
有価証券の売却による収入	2,120,929	924,288
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
固定資産の取得による支出	△93,856	△71,640
固定資産の売却による収入	63,823	7,879
補助金の受入による収入	0	0
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,131,048	1,856
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	0	0
出資の増額による収入	8,306	0
出資の払戻しによる支出	△8,732	△7,238
回転出資金の受入による収入	0	0
回転出資金の払戻しによる支出	0	0
持分の取得による支出	△1,387	△1,868
持分の譲渡による収入	1,622	1,189
出資配当金の支払額	△15,212	△15,115
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,403	△23,032
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	1,397,107	△1,679,611
6 現金及び現金同等物の期首残高	3,057,962	4,454,858
7 現金及び現金同等物の期末残高	4,454,858	2,775,247

4. 注記表

平成 29 年度注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

(2) その他有価証券

①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 ……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

販売品 ……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

印紙・証紙……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

宅地等（販売用不動産） ……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破綻、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、総務部等が査定結果を検証・集計の上、監査室で監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 貸借対照表に関する注記

1 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、建物 72,739 千円です。

2 担保に供している資産

定期預金の一部 1,500,000 千円は、為替業務 1,500,000 千円の担保に供しています。10年国債の満期保有の 14,998 千円は、宅地建物取引業営業保証金として供託しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 1,313,757 千円

理事、監事に対する金銭債務の総額はありません。

4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は 808,130 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 808,130 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年12月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 241,166千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整、また、同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を行って算出しました。

Ⅲ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、33%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が364,325千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	31,136,502	31,131,308	△ 5,194
有価証券			
満期保有目的の債券	14,998	15,423	424
その他有価証券	2,189,584	2,189,584	—
貸出金(*1)	28,449,621		
貸倒引当金(*2)	△ 178,757		
貸倒引当金控除後	28,270,864	29,055,654	784,790
資産計	61,611,949	62,391,970	780,021
貯金	59,613,867	59,647,905	34,037
負債計	59,613,867	59,647,905	34,037

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金167,256千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券及び外部出資

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	31,136,502	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の 債券	—	15,000	—	—	—	—
その他有価証券 のうち満期がある もの	—	—	—	—	505,000	1,500,000
貸出金(*1,2)	2,427,443	1,653,693	1,625,325	1,585,365	1,506,779	19,351,397
合計	33,563,946	1,668,693	1,625,325	1,583,748	2,011,779	20,851,397

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 47,834 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 132,359 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	53,548,507	3,757,258	2,137,933	86,594	62,993	20,580
合計	53,548,507	3,757,258	2,137,933	86,594	62,993	20,580

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

IV 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	14,998	15,423	424
	小計	14,998	15,423	424
合計		14,998	15,423	424

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	2,189,584	2,004,876	184,707
	国債	525,534	504,005	21,528
	地方債	541,000	499,884	41,115
	政府保証債	1,123,050	1,000,986	122,063
	小計	2,189,584	2,004,876	184,707
合計		2,189,584	2,004,876	184,707

なお、上記評価差額に繰延税金負債 51,108 千円を差し引いた金額 133,598 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券	1,044,499	50,812	—
国債	1,044,499	50,812	—
合計	1,044,499	50,812	—

4 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

5 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

V 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	136,516 千円
退職給付費用	32,452 千円
退職給付の支払額	－千円
確定給付型年金制度への拠出金	<u>△18,448 千円</u>
期末における退職給付引当金	150,520 千円
3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	416,731 千円
確定給付型年金制度	<u>△266,211 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>150,520 千円</u>
退職給付引当金	150,520 千円
4. 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	32,452 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 4,866 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 29 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 92,125 千円となっています。

VI 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,148 千円
退職給付引当金	41,645 千円
役員退職慰労引当金	8,889 千円
未払事業税	1,943 千円
賞与引当金	2,195 千円
未収貸付利息	191 千円
減損損失	196 千円
資産除去債務	463 千円
減価償却	141 千円
未払費用否認額	<u>1,868 千円</u>
繰延税金資産小計	65,679 千円
評価性引当額	<u>△17,887 千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	47,792 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△51,108 千円
資産除去債務（固定資産）	<u>△73 千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△51,182 千円</u>
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	<u>△3,390 千円</u>

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27. 66%
--------	---------

(調整)

交際費等永久に損金算入されない項目	2. 45%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0. 42%
住民税均等割等	0. 40%
評価性引当額の増減	<u>△9. 20%</u>
税効果会計適用後の法人税の負担率	20. 89%

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

Ⅶ その他の注記

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の野菜集出荷場に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は20年、割引率は1.0%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,658 千円
時の経過による調整額	<u>16 千円</u>
期末残高	1,674 千円

注記表

平成 30 年度注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ②時価のないもの：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
販売品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
印紙・証紙……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。
- (2) 無形固定資産
定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、総務部等が査定結果を検証・集計の上、監査室で監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算

に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 貸借対照表に関する注記

1 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、建物 72,739 千円です。

2 担保に供している資産

定期預金 1,500,000 千円を為替決算の担保に、定期預金 5,900,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。また、10年国債の満期保有の 14,999 千円は、宅地建物取引業営業保証金として供託しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 1,074,445 千円

理事、監事に対する金銭債務の総額はありません。

4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は 742,918 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 742,918 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

● 再評価を行った年月日 平成 11 年 12 月 31 日

● 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 241,471 千円

● 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整、また、同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を行って算出しました。

III 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、31%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用していま

す。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0 %上昇したものと想定した場合には、経済価値が 198,903 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	31,501,407	31,497,342	Δ 4,065
有価証券			
満期保有目的の債券	14,999	15,213	213
その他有価証券	2,159,530	2,159,530	—
貸出金(*1)	28,381,995		
貸倒引当金(*2)	Δ 142,724		
貸倒引当金控除後	28,239,271	28,946,541	707,270
資産計	61,915,208	62,618,626	703,418
貯金	59,892,600	59,919,016	26,415
負債計	59,892,600	59,919,016	26,415

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 215,302 千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券及び外部出資

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	31,501,407	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の 債券	15,000	—	—	—	—	—
その他有価証券 のうち満期がある もの	—	—	—	—	—	2,000,000
貸出金(*1,2)	2,185,339	1,671,581	1,643,788	1,599,026	1,504,139	19,473,303
合計	33,701,746	1,671,581	1,643,788	1,599,026	1,504,139	21,473,303

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 46,256 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 89,514 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	50,065,559	3,444,097	6,176,607	93,784	90,196	22,355
合計	50,065,559	3,444,097	6,176,607	93,784	90,196	22,355

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

IV 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	14,999	15,213	213
	小計	14,999	15,213	213
合計		14,999	15,213	213

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	国債	—	—	—
	地方債	324,870	299,936	24,933
	政府保証債	1,335,810	1,200,822	134,987
	小計	1,660,680	1,500,759	159,920
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	—	—	—
	地方債	498,850	500,000	△ 1,150
	政府保証債	—	—	—
	小計	498,850	500,000	△ 1,150
合計		2,159,530	2,000,759	158,770

なお、上記差額に繰延税金負債 43,931 千円を差し引いた金額 114,838 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	505,000	21,124	—
地方債	200,000	14,438	—
合計	705,000	35,562	—

4 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

5 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

V 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。
また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	150,520 千円
退職給付費用	32,201 千円
退職給付の支払額	△19,180 千円
特定退職金共済制度への拠出額	△7,345 千円
確定給付型年金制度への拠出金	<u>△17,959 千円</u>
期末における退職給付引当金	138,236 千円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	425,768 千円
特定退職金共済制度	△7,366 千円
確定給付型年金制度	<u>△280,165 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>138,236 千円</u>
退職給付引当金	138,236 千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	32,201 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 4,931 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 30 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 89,259 千円となっています。

VI 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,360 千円
退職給付引当金	38,248 千円
役員退職慰労引当金	10,181 千円
未払事業税	1,914 千円

賞与引当金	2,252 千円
未収貸付利息	177 千円
減損損失	185 千円
資産除去債務	468 千円
減価償却	79 千円
未払費用否認額	<u>323 千円</u>
繰延税金資産小計	61,187 千円
評価性引当額	<u>△18,371 千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	42,816 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△43,931 千円
資産除去債務 (固定資産)	<u>△62 千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△43,994 千円</u>
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△1,177 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27. 66%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	2. 41%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1. 17%
住民税均等割等	0. 44%
評価性引当額の増減	0. 40%
その他	<u>0. 49%</u>
税効果会計適用後の法人税の負担率	30. 24%

VII その他の注記

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の野菜集出荷場に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は 20 年、割引率は 1.0%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,674 千円
時の経過による調整額	<u>16 千円</u>
期末残高	1,691 千円

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	29年度	30年度
1 当期末処分剰余金	242,574	226,146
計	242,574	226,146
2 剰余金処分類	100,212	100,114
(1) 利益準備金	50,000	50,000
(2) 任意積立金	35,000	35,000
大規模修繕積立金	5,000	5,000
経営基盤安定化積立金	20,000	20,000
特別積立金	10,000	10,000
(うち宅地等事業積立金)	(0)	(0)
(3) 出資配当金	15,212	15,114
3. 次期繰越剰余金	142,362	126,031

(注) 1. 出資金に対する配当金の割合は、次のとおりです。

平成 29 年度 2.0% 平成 30 年度 2.0%

ただし年度内の増資及び新規加入については日割り計算をする。

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等の明細は次のとおりです。

種類	積立目的	積立基準	積立目標額	取崩基準	平成30年 12月末残高
大規模修繕 積立金	大型修繕費に備 えるため	毎年剰余金から 5,000千円を積立	30,000千円	30,000千円を超 える修繕費を支 出したとき	15,000千円
経営基盤安定化 積立金	経営リスク及びそ の他財務基盤に 係る臨時損失の 発生に備えるた め	毎年剰余金から 20,000千円を積立	100,000千円	経営を安定化さ せる必要な事象 が発生するに至 ったとき	80,000千円

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるため、下記の繰越額が含まれています。

平成 29 年度 6,000 千円 平成 30 年度 5,000 千円

6. 部門別損益計算書 (平成 29 年度)

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活 その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,606,038	669,386	243,277	521,735	170,013	1,627	
事業費用 ②	655,712	84,450	19,856	425,005	110,286	16,115	
事業総利益 ③ (①-②)	950,325	584,935	223,420	96,731	59,727	△ 14,488	
事業管理費 ④	850,955	452,446	127,611	165,552	72,496	32,850	
(うち減価償却費 ⑤)	(52,055)	(24,863)	(5,359)	(11,954)	(3,752)	(6,128)	
(うち人件費 ⑤')	(629,179)	(320,108)	(101,215)	(127,281)	(58,246)	(22,328)	
※うち共通管理費 ⑥		150,861	39,646	43,103	18,563	8,712	△ 260,885
(うち減価償却費 ⑦)		(8,957)	(2,354)	(2,559)	(1,102)	(517)	(△ 15,490)
(うち人件費 ⑦')		(69,278)	(18,206)	(19,794)	(8,524)	(4,001)	(△ 119,803)
事業利益 ⑧ (③-④)	99,370	132,489	95,809	△ 68,821	△ 12,769	△ 47,338	
事業外収益 ⑨	39,344	22,432	5,748	6,249	3,652	1,263	
※うち共通分 ⑩		21,873	5,748	6,249	2,691	1,263	△ 37,825
事業外費用 ⑪	4,985	3,576	507	551	239	111	
※うち共通分 ⑫		1,930	507	551	239	111	△ 3,338
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	133,728	151,345	101,050	△ 63,125	△ 9,356	△ 46,186	
特別利益 ⑭	262	152	40	43	19	9	
※うち共通分 ⑮		152	40	43	19	9	△ 262
特別損失 ⑯	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	133,991	151,497	101,090	△ 63,082	△ 9,336	△ 46,178	
営農指導事業分配賦額 ⑲		20,925	7,656	9,242	8,356	△ 46,178	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 ⑳	133,991	130,572	93,434	△ 72,325	△ 17,691		
(⑱-⑲)							

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	57.9%	15.2%	16.5%	7.1%	3.3%	100%
営農指導事業	45.3%	16.6%	20.0%	18.1%		100%

(平成 30 年度)

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活 その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,572,800	611,255	230,980	534,073	194,903	1,589	
事業費用 ②	642,569	59,346	12,804	441,530	111,520	17,369	
事業総利益 ③ (①-②)	930,230	551,909	218,175	92,543	83,383	△ 15,780	
事業管理費 ④	841,600	450,888	120,991	163,936	78,647	27,138	
(うち減価償却費 ⑤)	(48,749)	(22,846)	(4,732)	(12,492)	(3,552)	(5,127)	
(うち人件費 ⑤')	(631,459)	(315,641)	(100,388)	(130,280)	(65,899)	(19,252)	
※うち共通管理費 ⑥		140,419	34,338	37,888	18,263	6,167	△ 237,075
(うち減価償却費 ⑦)		(8,095)	(1,980)	(2,184)	(1,053)	(356)	(△13,668)
(うち人件費 ⑦')		(73,866)	(18,063)	(19,931)	(9,607)	(3,244)	(△124,712)
事業利益 ⑧ (③-④)	88,629	101,021	97,184	△ 71,394	4,736	△ 42,918	
事業外収益 ⑨	35,379	20,904	4,801	5,299	3,513	862	
※うち共通分 ⑩		19,634	4,801	5,299	2,554	862	△ 33,149
事業外費用 ⑪	4,282	3,243	368	408	196	66	
※うち共通分 ⑫		1,506	368	408	196	66	△ 2,543
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	119,726	118,682	101,617	△ 66,504	8,053	△ 42,122	
特別利益 ⑭	377	224	55	60	29	10	
※うち共通分 ⑮		224	55	60	29	10	△ 378
特別損失 ⑯	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	120,104	118,906	101,671	△ 66,443	8,082	△ 42,112	
営農指導事業分配賦額 ⑲		18,601	6,962	8,377	8,173	△ 42,112	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 ⑳	120,104	100,301	94,710	△ 74,820	△ 90		
(⑱-⑲)							

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活 その他事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	59.2%	14.5%	16.0%	7.7%	2.6%	100%
営農指導事業	44.2%	16.5%	19.9%	19.4%		100%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 JA の平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 31 年 4 月 25 日

八千代市農業協同組合

代表理事組合長

藤 正 清 文 

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円または、口、人、%)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収益（事業収益）	1,629	1,732	1,598	1,606	1,572
信用事業収益	690	683	655	669	611
共済事業収益	199	209	223	243	230
購買事業収益	440	424	463	441	449
販売事業収益	186	153	155	177	192
その他事業収益	115	262	99	74	88
経常利益	183	202	146	133	119
当期剰余金	118	149	103	106	83
出資金 （出資口数）	759 (759,836)	762 (762,467)	766 (766,067)	765 (765,641)	758 (758,403)
純資産額	3,815	3,984	4,145	4,188	4,230
総資産額	60,502	60,953	63,731	65,135	65,462
貯金等残高	55,832	56,157	58,316	59,613	59,892
貸出金残高	31,597	30,542	29,389	28,282	28,166
有価証券残高	2,704	3,227	3,314	2,204	2,174
剰余金配当金額	14	15	15	15	15
出資配当額	14	15	15	15	15
事業利用分量配 当額	0	0	0	0	0
職員数	69人	73人	78人	78人	78人
単体自己資本比率	16.01%	14.84%	14.29%	14.12%	13.89%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	29年度	30年度	増 減
資金運用収支	546	526	△ 20
役務取引等収支	8	8	0
その他信用事業収支	△ 20	△ 18	2
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	584 (0.97%)	551 (0.90%)	△ 33 (△ 0.07%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	950 (1.50%)	930 (1.42%)	△ 20 (△ 0.08%)

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	29年度			30年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	59,691	569	0.95%	60,949	540	0.88%
うち預金	28,246	166	0.59%	31,147	175	0.56%
うち有価証券	2,586	32	1.24%	1,931	20	1.04%
うち貸出金	28,859	371	1.29%	27,871	344	1.23%
資金調達勘定	58,000	38	0.07%	56,387	31	0.05%
うち貯金・定期積金	58,000	38	0.07%	59,239	31	0.05%
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや	—	—	0.88%	—	—	0.83%

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	29年度増減額	30年度増減額
受 取 利 息	△ 44	△ 30
うち預金	8	9
うち有価証券	0	△ 12
うち貸出金	△ 53	△ 27
支 払 利 息	△ 4	△ 7
うち貯金・定期積金	△ 4	△ 7
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差 引	△ 40	△ 23

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの貯金奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円，%)

種 類	29年度	30年度	増 減
流動性貯金	18,347 (31.6%)	20,023 (33.8%)	1,676
定期性貯金	39,625 (68.3%)	39,184 (66.1%)	△440
その他の貯金	27 (0.1%)	32 (0.1%)	5
計	58,000 (100%)	59,239 (100%)	1,239
譲渡性貯金	—	—	—
合 計	58,000 (100%)	59,239 (100%)	1,239

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円，%)

種 類	29年度	30年度	増 減
定期貯金	38,563 (100%)	37,937 (100%)	△625
うち固定金利定期	38,507 (99.8%)	37,882 (99.9%)	△624
うち変動金利定期	55 (0.2%)	55 (0.1%)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
手形貸付	525	469	△56
証書貸付	28,280	27,351	△929
当座貸越	53	51	△2
割引手形	—	—	—
合 計	28,859	27,871	△988

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	29年度	30年度	増 減
固定金利貸出	20,885(73.8%)	20,302(72.1%)	△582
変動金利貸出	7,396(26.2%)	7,863(27.9%)	467
合 計	28,282(100%)	28,166(100%)	△115

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
貯金・定期積金等	680	467	△212
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不動産	21,701	21,664	△36
その他担保物	—	—	—
小 計	22,381	22,131	△249
農業信用基金協会保証	5,731	5,623	△107
その他保証	169	441	242
小 計	5,900	6,034	133
信 用	—	—	—
合 計	28,282	28,166	△115

④ 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
貯金・定期積金等	該当無し	該当無し	—
有価証券	該当無し	該当無し	—
動 産	該当無し	該当無し	—
不動産	該当無し	該当無し	—
その他担保物	該当無し	該当無し	—
小 計	該当無し	該当無し	—
信 用	該当無し	該当無し	—
合 計	該当無し	該当無し	—

⑤ 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	29年度	30年度	増 減
設備資金	25,173 (89.0%)	24,274 (86.2%)	△899
運転資金	3,109 (11.0%)	3,892 (13.8%)	783
合 計	28,282 (100%)	28,166 (100%)	△115

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	29年度	30年度	増 減
農業	9,314 (32.9%)	8,688 (30.8%)	△ 626
林業	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
水産業	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
製造業	156 (0.6%)	274 (0.9%)	117
鉱業	42 (0.1%)	40 (0.1%)	△ 1
建設・不動産業	4,100 (14.5%)	4,224 (15.0%)	124
電気・ガス・熱供給水道業	114 (0.4%)	111 (0.3%)	△ 3
運輸・通信業	388 (1.4%)	376 (1.3%)	△ 12
金融・保険業	721 (2.6%)	718 (2.5%)	△ 3
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,255 (4.4%)	1,354 (4.8%)	99
地方公共団体	1,013 (3.6%)	1,033 (3.6%)	19
その他	11,173 (39.5%)	11,346 (40.2%)	173
合 計	28,282 (100%)	28,166 (100%)	△ 115

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
農業	301	274	△ 27
穀作	33	24	△ 9
野菜・園芸	80	64	△ 16
果樹・樹園農業	24	12	△ 12
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	42	53	11
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	122	111	△ 11
農業関連団体等	—	—	—
合計	301	274	△ 27

(注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

- 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
プロパー資金	179	154	△ 25
農業制度資金	122	120	△ 2
農業近代化資金	122	120	△ 2
その他制度資金	0	0	0
合計	301	274	△ 27

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	29年度	30年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	808	743	△ 65
3ヵ月以上延滞債額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	808	743	△ 65

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	平成 29 年					平成 30 年				
	債権額	保全額				債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計		担保	保証	引当	合計
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	105	33	—	72	105	63	24	—	39	63
危険債権	703	681	—	14	695	680	667	0	13	680
要管理債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	808	714	—	86	800	743	691	0	52	743
正常債権	27,510					27,458				
合 計	28,318					28,201				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(保全額が債権額を上回るのは千葉県独自の担保評価基準から全国基準に変更した際に生じた既引当額の戻入不可処理のよるもの)

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

< 開示基準別の債権の分類・保全状況図 >

		< 自己査定債務者区分 >			< 金融再生法債権区分 >			< リスク管理債権 >		
対象債権	信用事業総与信		信用事業以外の与信	信用事業総与信		信用事業以外の与信	信用事業総与信		信用事業以外の与信	
	貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権		
	破綻先			破産更正債権及びこれらに準ずる債権			破綻先債権			
	実質破綻先						延滞債権			
	破綻懸念先			危険債権						
要注意先	要管理先			要管理債権			3か月以上延滞債権			
	その他要注意先						貸出条件緩和債権			
	正常先			正常債権						

<p>●破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者</p> <p>●実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実には発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者</p> <p>●破綻懸念先 現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者</p> <p>●要管理先 要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者 i 3か月以上延滞債権 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権 ii 貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権</p> <p>●その他の要注意先 要管理先以外の要注意先に属する債務者</p> <p>●正常先 業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者</p>	<p>●破産更正債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権</p> <p>●危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権</p> <p>●要管理債権 三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権</p> <p>●正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権</p>	<p>●破綻先債権 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金</p> <p>●延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金</p> <p>●3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）</p> <p>●貸出条件緩和債権 債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）</p>
---	--	---

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度					30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	96	92	—	96	92	92	91	—	92	91
個別貸倒引当金	88	86	1	87	86	86	52	19	67	52
合 計	184	178	1	183	178	178	143	19	160	143

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	29年度	30年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		29年度		30年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	12,421	50,477	12,448	52,326
	金 額	11,512,418	19,794,557	12,050,953	18,489,984
代金取立為替	件 数	2	2	—	4
	金 額	3,485	284	—	492
雑 為 替	件 数	408	231	346	183
	金 額	120,231	26,649	45,375	11,579
合 計	件 数	12,831	50,710	12,831	52,513
	金 額	11,636,135	19,821,491	12,096,329	18,502,055

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
国 債	1,072	106	△ 966
地 方 債	503	765	262
政府保証債	1,011	1,061	50
合 計	2,586	1,931	△ 655

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
29年度								
国 債	—	15	526	—	—		—	541
地 方 債	—	—	—	—	—	541	—	541
政府保証債	—	—	—	—	—	1,123	—	1,123
30年度								
国 債	15	—	—	—	—	—	—	15
地 方 債	—	—	—	—	—	823	—	823
政府保証債	—	—	—	—	—	1,335	—	1,335

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：千円)

	29 年度		30 年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	29 年度			30 年度		
		貸借対照表計上額	時 価 差 額		貸借対照表計上額	時 価 差 額	
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	14,998	15,423	424	14,999	15,213	213
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	小 計	14,998	15,423	424	14,999	15,213	213
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		14,998	15,423	424	14,999	15,213	213

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	29 年度			30 年度		
		貸借対照表計上額	取 得 原 価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取 得 原 価 又は償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの	債券						
	国債	525,534	504,005	21,528	—	—	—
	地方債	541,000	499,884	41,115	324,870	299,936	24,933
	政府保証債	1,123,050	1,000,986	122,063	1,335,810	1,200,822	134,987
	小計	2,189,584	2,004,876	184,707	1,660,680	1,500,759	159,920
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	債券						
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	498,850	500,000	△1,150
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	498,850	500,000	△1,150
合 計		2,189,584	2,004,876	184,707	2,159,530	2,000,759	158,770

② 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

	29 年度		30 年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

	29 年度					30 年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位：百万円)

	29 年度					30 年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：万円)

種 類		29年度		30年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命 総合 共済	終身共済	93,894	2,791,492	90,582	2,761,455
	定期生命共済	10,000	16,550	—	15,850
	養老生命共済	133,633	1,797,421	21,880	1,595,907
	うちこども共済	11,470	522,210	14,670	488,920
	医療共済	5,450	85,530	1,200	82,150
	がん共済	—	3,050	—	2,850
	定期医療共済	—	60,340	—	56,740
	介護共済	10,626	47,935	14,406	61,341
	生活障害共済	—	—	—	—
	年金共済	—	—	—	—
建物更生共済		1,476,935	9,095,485	2,007,409	9,565,658
合 計		1,730,538	13,897,805	2,135,477	14,141,953

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	29年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	42	522	26	533
がん共済	4	79	6	82
定期医療共済	—	104	—	100
合 計	46	705	32	715

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済の介護共済金額、生活障害共済の生活障害共済金額及び生活障害年金年額保有高

(単位：万円)

種 類	29年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	12,016	88,280	15,693	101,985
生活障害共済(一時金型)			3	300
生活障害共済(定期年金型)			9	910
合 計	12,016	88,280	15,705	103,195

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：万円)

種 類	29年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	6,632	42,840	8,664	48,365
年金開始後	—	21,844	—	20,349
合 計	6,632	64,683	8,664	68,714

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：万円)

種 類	29年度		30年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	605,175	478	552,630	432
自動車共済		9,066		8,403
傷害共済	2,214,700	78	1,918,100	77
定額定期生命共済	—	—	—	—
賠償責任共済		50		68
自賠責共済		709		590
合 計		10,382		9,570

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類		29年度		30年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産 資材	肥 料	58,075	7,972	57,406	7,388
	農 薬	61,461	7,673	70,016	8,634
	飼 料	864	234	710	167
	農業機械	121,665	20,077	96,724	15,432
	自 動 車	—	—	—	—
	そ の 他	82,818	11,757	98,879	13,707
	小 計	324,886	47,716	323,735	45,328
生活 物 資	食 米	6,741	2,119	7,280	2,032
	その他食品	45,553	2,801	44,677	1,725
	そ の 他	48,005	2,674	57,576	4,314
	小 計	100,300	7,595	109,533	8,071
合 計		425,186	55,311	433,268	53,399

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	29年度		30年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	1,119	820	6,542	310
麦・豆・雑穀	643	8	886	10
野 菜	213,643	1,528	217,195	1,094
果 実	16,585	119	14,790	75
花き・花木	—	—	—	—
畜 産 物	339,807	—	—	—
農産物直売所 グリーンハウス	202,405	26,383	194,197	25,401
合 計	774,202	28,859	433,610	26,890

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目		29年度	30年度
収益	保管料	565	339
	荷役料	0	—
	その他	861	—
	計	1,427	339
費用	倉庫材料費	—	—
	倉庫労務費	—	—
	その他の費用	1,406	1,345
計		1,406	1,345

(4) 指導事業取扱実績

(単位：件)

種類	29年度	30年度
確定申告取りまとめ	1,016	837
税務相談	31	20
法律相談	10	17
土壌診断	159	212
梨害鳥駆除	4回	4回
水稻病虫害調査	3回(7,8月)	3回(7,8月)
水稻航空防除	1回	1回
農業新聞購読	146	139
家の光購読	103	103
廃プラスチック処理	2回(9.5ト)	2回(11.0ト)

(5) 資産管理事業取扱実績

(単位：千円)

種類	29年度	30年度
賃貸住宅等取扱金額	862,811	1,137,647
個人住宅(累計)	80棟	82棟
テナント賃貸物件(累計)	59カ所	62カ所
賃貸住宅管理	570戸	570戸
駐車場管理	1,806台	1,806台
定期借地権管理	81区画	81区画

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	29年度	30年度	増減
総資産経常利益率	0.21%	0.18%	△0.03 _{ポイント}
資本経常利益率	3.42%	2.96%	△0.46 _{ポイント}
総資産当期純利益率	0.17%	0.12%	0.05 _{ポイント}
資本当期純利益率	2.71%	2.09%	0.62 _{ポイント}

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		29年度	30年度	増減
貯貸率	期末	47.44%	47.03%	△0.41 _{ポイント}
	期中平均	49.76%	47.05%	△2.71 _{ポイント}
貯証率	期末	3.70%	3.63%	△0.07 _{ポイント}
	期中平均	5.02%	3.26%	△1.76 _{ポイント}

(注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

第54年度(30年12月31日 現在)単体自己資本比率の状況

(単位:千円)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,871,381		3,810,628	
うち、出資金及び資本準備金の額	758,403		765,641	
うち、再評価積立金の額	0		0	
うち、利益剰余金の額	3,130,159		3,061,587	
うち、外部流出予定額 (△)	15,114		15,212	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 2,066		△ 1,387	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	91,169		92,497	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	91,169		92,497	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
うち、回転出資金の額	0		0	
うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	87,485		102,066	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,050,036		4,005,193	
コア資本にかかる調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	5,248	1,312	4,111	2,741
うち、のれんに係るものの額	0		0	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	5,248	1,312	4,111	2,741
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0	0	0
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	0	0
前払年金費用の額	0	0	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0	0	0
特定項目に係る10%基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0	0	0
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0		0	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	0		0	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0		0	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5,248		4,111	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	4,044,787		4,001,081	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	27,301,586		26,448,464	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 160,336		△ 158,885	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)	1,312		2,741	
うち、繰延税金資産	0		0	
うち、前払年金費用	0		0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 485,668		△ 485,646	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	324,019		324,019	
うち、上記以外に該当するものの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,808,657		1,870,815	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	29,110,243		28,319,280	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	13.89%		14.12%	

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	30年度			29年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセ ット額 a	所要自己資本 額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己資本 額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,005	—	—	519,144	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,837,200	—	—	1,518,571	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,204,578	—	—	1,004,601	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	31,502,807	6,300,561	252,022	31,138,227	6,227,645	249,105
法人等向け	945,502	869,083	34,763	727,215	637,249	25,489
中小企業等向け及び個人向け	422,182	188,781	7,551	450,200	212,760	8,510
抵当権付住宅ローン	9,712,340	3,330,209	133,208	10,615,291	3,646,438	145,857
不動産取得等事業向け	157,410	151,946	6,077	203,216	197,882	7,915
三月以上延滞等	47,197	32,974	1,318	134,233	37,325	1,493
信用保証協会等保証付	5,627,636	557,552	22,302	5,735,732	568,954	22,758
共済貸付	1,628	—	—	9,499	—	—
出資等	101,300	101,300	4,052	101,300	101,300	4,052
他の金融機関等の対象資本調達手段	2,113,950	5,284,876	211,395	2,113,834	5,284,586	211,383
特定項目のうち調整項目に算入されな いもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産 (所謂フ ォンド) のうち、個々の資産の把握が 困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
経緯措置によりリスク・アセットの額 に算入、不算入となるもの	—	△160,336	△6,413	—	△158,885	△6,355
上記以外	11,381,828	10,644,637	425,785	10,524,215	9,693,207	387,728
標準的手法を適用するエクスポージャー 別計	65,114,674	27,301,586	1,092,063	64,795,285	26,448,464	1,057,938
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	65,114,674	27,301,586	1,092,063	64,795,285	26,448,464	1,057,938
オペレーショナル・リスクに対する所要 自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %		
	1,808,657	72,346	1,870,815	74,832		

所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
	a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %
	29,110,243	1,164,410	28,319,280	1,132,771

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額

÷ 8 %

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	30年度					29年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	65,115	28,413	2,021	—	91	64,795	28,483	2,026	—	134	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別残高計	65,115	28,413	2,021	—	91	64,795	28,483	2,026	—	134	
法人	農業	64	64	—	—	69	69	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	446	446	—	—	22	159	159	—	—	22
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1,236	6	1,205	—	—	1,036	6	1,005	—	—
	金融・保険業	33,681	595	—	—	—	33,307	595	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	116	82	—	—	—	112	79	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	1,851	1,035	816	—	—	2,037	1,016	1,021	—	—
	上記以外	841	841	—	—	—	929	929	—	—	—
個人	25,345	25,344	—	—	69	25,640	25,630	—	—	112	
その他	1,533	—	—	—	—	1,505	—	—	—	—	
業種別残高計	65,115	28,413	2,021	—	91	64,795	28,483	2,026	—	134	
1年以下	31,890	472	15	—		31,735	697	—	—		
1年超3年以下	237	237	—	—		301	286	15	—		
3年超5年以下	789	789	—	—		1,305	801	504	—		
5年超7年以下	1,343	1,343	—	—		1,213	1,213	—	—		
7年超10年以下	2,073	2,073	—	—		1,800	1,800	—	—		
10年超	24,774	22,768	2,006	—		24,984	23,477	1,507	—		
期限の定めのないもの	4,009	731	—	—		3,458	209	—	—		
残存期間別残高計	65,115	28,413	2,021	—		64,795	28,483	2,026	—		

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約

した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	30年度					29年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	92	91	—	92	91	96	92	—	96	92
個別貸倒引当金	86	52	19	67	52	88	86	1	87	86

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	30年度						29年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	86	52	19	67	52		88	86	1	87	86		
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—		
地域別計	86	52	19	67	52		88	86	1	87	86		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	22	22	—	22	22	—	22	22	—	22	22	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	64	30	19	45	30	—	66	64	1	66	64	—	
業種別計	86	52	19	67	52	—	88	86	1	87	86	—	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		30年度			29年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	4,272	4,272	—	4,368	4,368
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	5,576	5,576	—	5,690	5,690
	リスク・ウエイト 20%	—	31,525	31,525	—	31,152	31,152
	リスク・ウエイト 35%	—	9,515	9,515	—	10,418	10,418
	リスク・ウエイト 50%	—	79	79	—	123	123
	リスク・ウエイト 75%	—	252	252	—	284	284
	リスク・ウエイト 100%	—	12,100	12,100	—	10,968	10,968
	リスク・ウエイト 150%	—	7	7	—	6	6
	リスク・ウエイト 200%	—	971	971	—	971	971
	リスク・ウエイト 250%	—	1,143	1,143	—	1,142	1,142
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	65,440	65,440	—	65,122	65,122

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 JA では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 JA では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	30 年度			29 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,204,579	—	—	1,004,602	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	31,565	—	—	40,494	—	—
中小企業等向け及び個人向け	42,288	—	—	27,041	—	—
抵当権住宅ローン	17,460	—	—	18,028	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	36,728	—	—	189,691	—	—
合計	128,041	1,204,579	—	275,254	1,004,602	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する ALM 委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については、時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	30 年度		29 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	1,620,562	1,620,562	1,620,562	1,620,562
合 計	1,620,562	1,620,562	1,620,562	1,620,562

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

	30 年度			29 年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	35,562	—	—	50,812	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：千円）

30年度		29年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：千円）

30年度		29年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・当 JA では、保有期間 1 年（240 営業日）、観測期間 5 年（5 年前応当日を含む）で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値の金利ショックにより発生する経済価値の変化（低下額）を金利リスク量として毎月算出しております。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク = 運用勘定の金利リスク量 + 調達勘定の金利リスク量 (Δ)

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとに ALM 委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

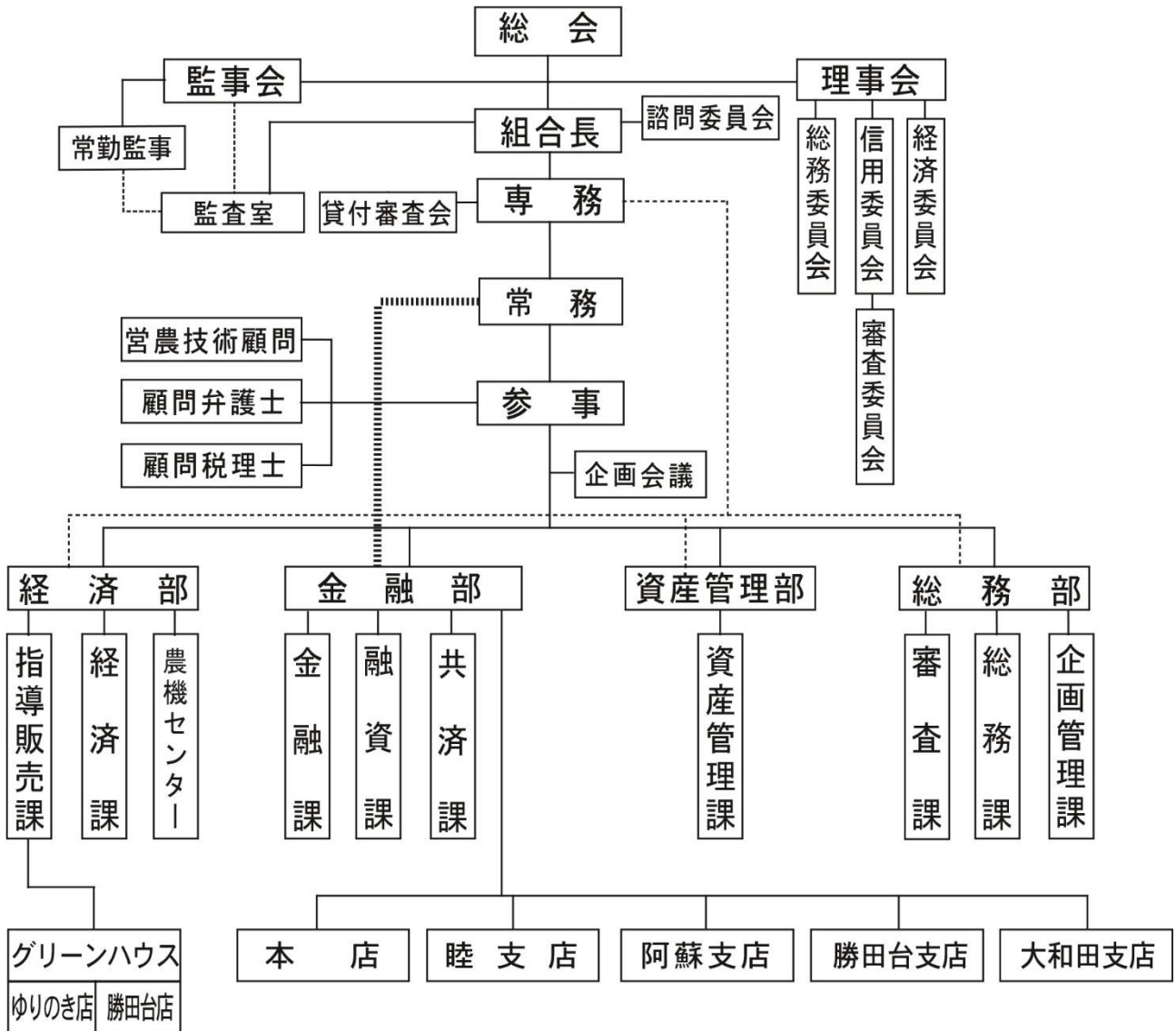
(単位：百万円)

	30 年度	29 年度
金利ショックに対する損益 ・ 経済価値の増減額	Δ227	Δ244

(注) 当 JA では市場金利が①の方法によって算出した金利リスク量のうち、経済価値変動額が大きい方（99 パーセンタイル値）を記載しております。

1 1. JA の概要

I. 機構図



Ⅱ. 役員構成（役員一覧）

（平成30年12月末現在）

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	藤代 清文	理事	福田 守
専務理事	山崎 芳明	理事	大木 茂夫
常務理事	中嶋 功	理事	村山 和一
理事	伊原 一男	理事	宮崎 憲夫
理事	岩井 克夫	理事	吉橋 俊一
理事	立石 猛	理事	小林 隆
理事	今井 茂	理事	笠川 満千尋
理事	石井 孝治	理事	山田 養平
理事	渡邊 一郎	代表・常勤監事	岩井 健三
理事	澤田 裕	監事	山崎 浩一
理事	小川 正雄	監事	中村 宣男
理事	宇佐美 光亮	監事	加茂 俊夫
理事	村田 一夫	員外監事	植木 敏一

Ⅲ. 組合員数

（単位：人、団体）

区分	29年度	30年度	増減
正組合員	1,581	1,620	39
個人	1,572	1,611	39
法人	9	9	0
准組合員	2,528	2,503	△25
個人	2,522	2,498	△24
法人	6	5	△1
合計	4,109	4,123	14

IV. 組合員組織の状況

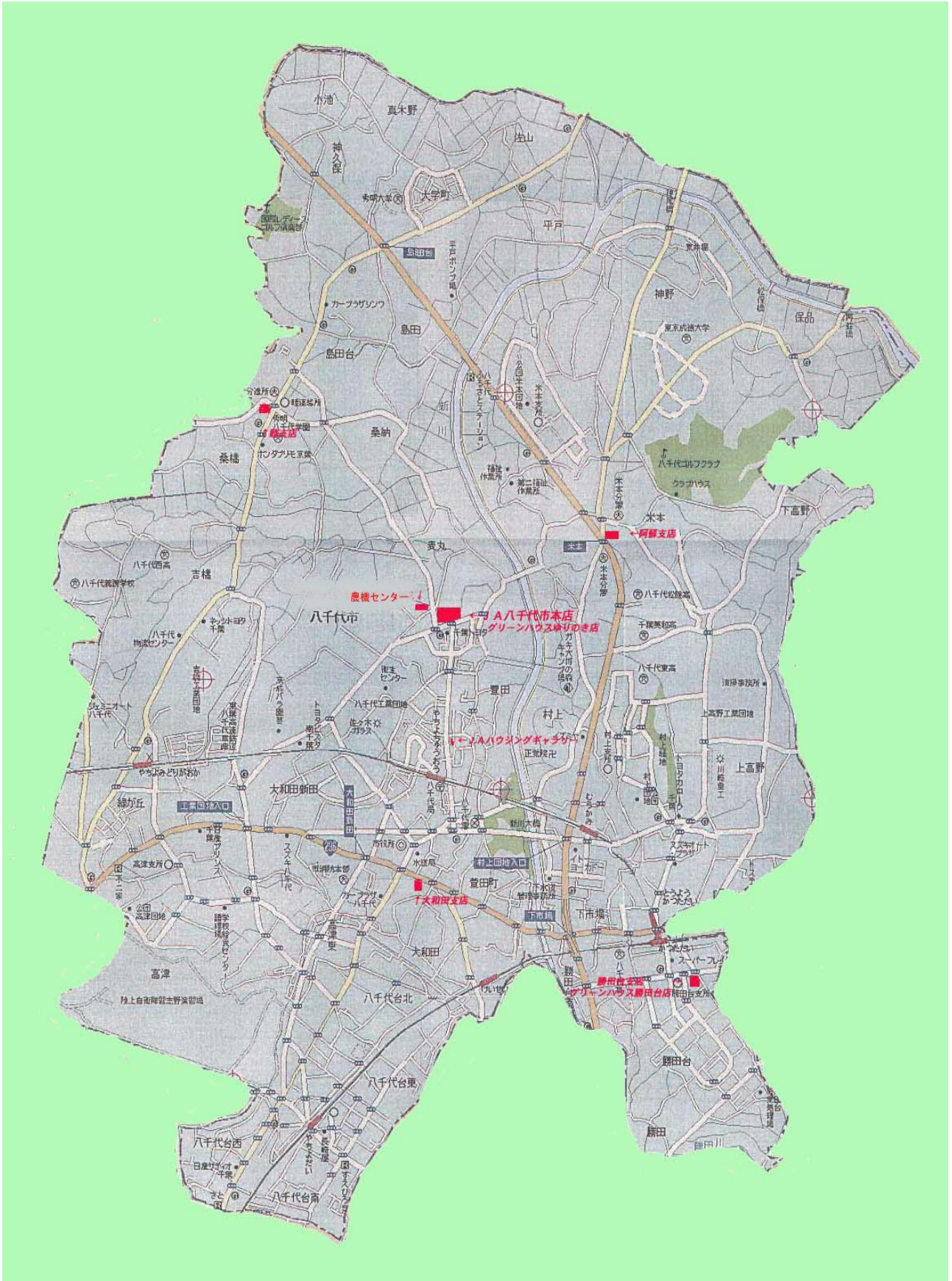
(平成30年12月末現在)

組 織 名	代 表 者 名	構 成 員 数
青年部	土井 清道	29名
女性部	江野澤 眞利子	230名
フレッシュミズ・アンシャンテ倶楽部	宮崎 綾	11名
年金友の会	長岡 功	435名
共済億友会	高橋 正孝	276名
資産管理部会	竹内 誠	112名
人参部会	高橋 勇	27名
ネギ部会	高橋 信幸	19名
直売部会	高橋 克弘	155名

V. 特定信用事業代理業者の状況

該当はありません

VI. 地区一覽



Ⅶ. 沿革・あゆみ

昭和23年	大和田町・睦・阿蘇・大和田西部の4農協が市内に設立
昭和40年	大和田町・睦・阿蘇・八千代町の4農協が合併して八千代町中央農協として発足
昭和41年	農機具サービスセンター開設、睦支店新築
昭和44年	阿蘇支店新築
昭和47年	宅地建物取引業の事業認可、水道サービス事業開始
昭和51年	勝田台支店開店
昭和56年	貯金残高100億円突破
昭和58年	本店（農業会館）新築、営業開始。第2次オンライン開始
昭和60年	CD・ATM全支店稼働・長期共済保有高500億円突破・地銀とCD提携
平成元年	貯金残高200億円突破
平成2年	大和田支店新築
平成4年	農協の愛称JAに変更 「JA八千代市」としてスタート
平成5年	貯金残高300億円突破、長期共済保有高1,000億円突破
平成6年	信用事業第3次オンラインスタート・農機具水道サービスセンター移転新築
平成7年	定期借地権による事業開始・懸賞金付定期積金「2000年定期積金」発売
平成8年	合併30周年記念誌発行・特定優良賃貸住宅建築取扱い開始
平成10年	(株)八千代市農協サービス設立
平成11年	睦支店新築オープン・睦米低温倉庫新築稼働・プッシュプルフォークリフトによる米集荷開始
平成12年	資産管理事業部門店舗「JAハウジングギャラリー」出店
平成13年	貯金残高356億円・融資170億円・長期共済保有高1,396億円
平成15年	各支店の経済部門を経済センターに集中化。農産物直売所「グリーンハウス」営業開始
平成16年	(株)農協サービス閉鎖
平成17年	3カ年増資運動の実施
平成18年	宅地分譲事業開始
平成19年	電算システムに新たに「コンパスJA会計システム」導入
平成22年	合併45周年記念、貯金残高500億円必達大会を開催
平成23年	トレーサビリティに対応した「農業ナビゲーションシステム」を導入
平成25年	農産物直売所「グリーンハウス」開店10周年。「やっちキャロットドレッシング」新発売
平成26年	やちよの梨100周年
平成27年	合併50周年記念大会、JA祭り開催。合併50周年記念誌発行
平成28年	本店リニューアルオープン。農婚（農家婚活支援イベント）開催
平成29年	直売所でJAカード使用時に5%割引となるサービスを開始
平成30年	農産物直売所「グリーンハウス」開店15周年

Ⅷ. 店舗等のご案内

店舗名	営業日・休日等			住所	電話番号 (局番 047)	ATM
	平日	土曜日	日曜・祝日			
本店	8:30～17:00	8:30～12:00	—	大和田新田 640-1	450-3711	1台
睦支店	8:30～17:00	—	—	島田台 738-13	450-2004	1台
阿蘇支店	8:30～17:00	—	—	米本 1955-2	488-2247	1台
勝田台支店	8:30～17:00	—	—	勝田台 2-7-7	482-9120	1台
大和田支店	8:30～17:00	—	—	大和田 777	482-7158	1台
ハウジング ギャラリー	9:30～18:00 水曜定休	9:30～18:00	9:30～18:00 祝日休業	ゆりのき台 4-9-3	481-3700	
経済センター	8:30～17:00	8:30～17:00	—	大和田新田 640-1	459-8126	
農機センター	8:30～17:00	8:30～12:00 第2土曜定休	—	大和田新田 647-1	459-2311	
グリーンハウス ゆりのき店	9:30～18:00 休日：毎月第一水曜日			大和田新田 640-1	489-4147	
グリーンハウス 勝田台店				勝田台 2-7-8	485-1365	

※1 本店・各支店の信用事業窓口営業時間は、平日8:30～15:30です。

※2 各店舗における年末年始等の長期休暇及び臨時休暇等については、
当JAでの店頭掲示やホームページ等でご案内しております。

DISCLOSURE 2019



発行 八千代市農業協同組合
住所 〒276-0046 千葉県八千代市大和田新田 640-1
電話 047-450-3711(代)
<http://www.ja-yachiyo.or.jp>